

政令第二十六号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

第一条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日（以下「告示日」という。）の前日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、同法第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」という。）現在）により告示日の前日に
公職選挙法第二十三條第一項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間	当告示日に
公職選挙法第四十六條の二第二項及び第八十六條の四第七項	第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	特例選挙期日
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第	法第三十三條第五項（法第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

四十九条の二第一項	第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日	(平成二十三年法律第二号) 第一条第一項に規定する特例選挙期日(以下「特例選挙期日」という。)
公職選挙法施行令 第二百二十七条の三	法第三十三条第五項(法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日	特例選挙期日

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十二条第五項第一号(同令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百十六条、第二百二十一条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)第三条第一項において準用する場合を含む。)及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二条第五項(同令第十四条及び第二十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「任期満了の日前六十日に当たる日」とあるのは、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第二十六号)の施行の日」とする。

(指定市町村及び指定県の選挙が同時に行われる場合の特例)

第三条 公職選挙法第二百十条第三項及び第二百十一条の規定は、法第四条第二項の規定により法第一条第一項に規定する指定市町村(以下「指定市町村」という。)の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する同項に規定する指定県(以下「指定県」という。)の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

(補欠選挙に関する特例)

第四条 法第一条第一項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員の補欠選挙は、公職選挙法第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。